

福岡県移動介護従業者養成研修事業実施要綱

1 目的

この要綱は、全身性障がい者（児）及び知的障がい者（児）（以下、「全身性障がい者等」という。）の多様な支援ニーズに対応したサービスを提供するため、居宅介護等従事者等による外出時の移動の介護に関する適切な知識及び技術の習得を図ることを目的とする。

2 実施主体

事業の実施主体は、福岡県又は福岡県が指定する事業者とする。

3 受講対象者

受講対象者は、原則として、移動介護従業者として従事することを希望する者、従事することが確定している者又は既に従事している者とする。

4 研修の内容

本研修は、全身性障がい者研修課程、知的障がい者研修課程の2課程とし、研修の方法、時間及びカリキュラムは、次のとおりとする。

ア 方法

研修は、講義及び演習により行うものとする。

なお、講義については、Web等による対応も可能とする。

イ 研修時間

1) 全身性障がい者研修課程 10時間以上

2) 知的障がい者研修課程 14時間以上

ウ カリキュラム

別紙「移動介護従業者養成研修課程カリキュラム」のとおり

5 科目の免除

本研修については、科目免除は適用しない。

6 修了期間

本研修の修了認定のための履修期間は、2ヶ月以内とする。ただし、受講生に病気等のやむを得ない事情がある場合については、4ヶ月以内とする。

7 修了の認定

事業の実施主体は、全科目を履修した者に対して修了の認定を行い、修了の認定を行った者に対して、別記様式による修了証明書を交付するものとする。

8 名簿の管理

(1) 事業の実施主体は、カリキュラムに定める全科目を履修し修了証明書を交付す

る者について、修了証明書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記載した名簿を作成し、管理するものとする。

- (2) 福岡県知事（以下「知事」という。）は、事業の実施主体から提出された名簿を適正に管理するものとする。

9 研修の教材

教材は、各課程のカリキュラム内容を網羅し、研修を効果的に実施できるものを使用するものとする。

また、テキストに加え、副読本の活用や視覚教材の活用等を図るものとする。

10 事業者の指定

知事は、福岡県内において、移動介護従業者養成研修について、事業者の指定を行うこととする。

なお、指定について必要な事項は、本要綱に定めるもののほか別途定める。

附 則

この要綱は、平成27年1月23日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年8月3日から施行し、令和2年4月1日から適用する。